

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 井上
日 時	令和2年8月17日(月曜日)	開 議	午前 10時00分
		閉 議	午後 0時23分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野		
執行機関出席者	石田総務部長、森川自治防災課長、牧野自治防災課副課長、 齊藤自治防災課防災・危機管理係長 片山教育部長、亀井教育総務課長、伊豆田学校教育課長、		
事務局	山内議会事務局長、井上事務局次長		
傍聴	<input type="checkbox"/> 可・否	市民 0名 報道関係者 1名	議員 0名()

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 案件

(1) 行政報告

【総務部】

○ 亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業制度について他
(総務部入室)

総務部長 あいさつ
自治防災課長 説明

10:08

《質疑》

<木曾委員>

対象となる件数は。

<自治防災課長>

調査した限りでは、令和2年7月豪雨の土砂撤去が4件、工事2件、計6件である。

7月豪雨だけでなく、今後、災害が発生すれば対応できるような制度にしていきたい。

<福井委員>

土砂撤去は、田畑以外の民有地だけが対象となるのか。住宅地に流入した土砂を撤去するだけのことか。

<自治防災課長>

今まで、この被害については救済措置がなかったので、新たに住宅造成地を対象とした。

(質疑終了)

【教育部】

- 小・中・義務教育学校の2学期に向けて
- GIGAスクール構想の進捗状況について
- 学校規模適正化の取組について

(教育部入室)

教育部長 あいさつ

『小・中・義務教育学校の2学期に向けて』

<学校教育課長>

今年度は、夏休みを短縮したために、明日、8月18日から2学期が始まる。2学期のスタートに向けて、改めて、児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染しないための防止対策、特に熱中症対策、児童生徒の心のケア、学びの保障が重要であると認識している。児童生徒や教職員の健康管理はもとより、学校での過ごし方や学校施設の感染予防対策、感染者が発生した場合の対応等について、従前からガイドラインを作成しているが、文部科学省のガイドラインに基づき、適宜改定するなど、学校との連携のもと、共通認識を図りながら今後もしっかり対応していく。夏休みは本日までであるが、大きな事故等の報告はない。短い期間となってしまったが、感染拡大が収まらない状況に不安を抱えている子どもや保護者もおられる。教育委員会としても、今後も不安解消に向けて様々な対策に取り組む。

気象庁によると、最高気温が35度以上の猛暑日が続くことが予想されており、児童生徒の熱中症が懸念される。現在は、感染予防のためのマスク着用が必要とされており、例年以上に熱中症の危険が高まっている。対策として、高温多湿の環境下での活動については時間を短縮し、こまめな水分補給、休憩をとるなどして、児童生徒の健康管理を徹底する。体育の授業や、運動部の活動でのマスク着用は、身体への負担、熱中症リスクが高くなることから原則不要とし、登下校時についても十分な距離を保ち、会話をしないなどの指導を行った上で、適宜マスクを外すよう指導しているところであり、今後もそのようにしていく。また、暑さ対策については、年齢、個人差があると認識しており、児童生徒の体力、疲労の状態を常に把握し、健康管理を徹底していく。

消毒液については、感染症対策・学習保障に係る支援経費として、1校あたり100万円から200万円の補正予算を可決いただき、各学校に予算配分を行った。従来から消毒液の不足が懸念されていたが、各学校で年度末までに必要な消毒液を見据えて確保していく。教育委員会においても、一定量の消毒液を確保している。さらに、感染者が出た際に必要な消毒作業用の消毒液を、緊急対策用として別途確保している。今後、長期になることを見据えて、消毒液が不足しないよう、学校との連携を密にし、確保に努める。

修学旅行や学校行事等についてであるが、今年度における修学旅行、野外活動などの宿泊を伴う教育活動については中止とした。今後、各学校において、児童生徒の思い出に残る校内行事を工夫して行っていきたいと考えている。中止に伴いキャンセル料が発生するが、保護者の負担とならないよう補正対応を検討していきたいと考えているので、ご理解、ご支援をお願いしたい。運動会、文化祭等の学校行事も、

従来の形態での開催は困難と認識しており、対象を保護者に絞った授業参観を実施するなど、各学校で工夫をしながら実施していきたいと考えている。

児童生徒の心のケアについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な不安や心理的ストレスを抱えている児童も多い。各学校においては、従前から児童生徒の実態把握、組織的な早期の対応など、本来の職務をしっかりと遂行し、子どもたちの対応にあたるよう指示しており、今後もそのように取り組む。府教育委員会が配置するスクールカウンセラーについても、派遣時間や回数が増加することになっているので、有効に活用し心のケアに努める。

学習・学びの保障であるが、本市では、夏季休業の短縮、各教科の単元の見直し、教育課程全体の見直しを含めて、各学校と連携しながら学びの保障について対応を進めてきた。今後も、授業の遅れの回復、学習の保障を優先事項として、各学校と連携を図り取り組む。状況により7時間授業の実施などで対応する。一方、児童生徒はもちろん、教職員にとっても過度の負担とならないよう、適正な形での学習保障につなげていきたい。

人権への配慮については、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者に対し、いじめや誹謗中傷、差別などが起こらないよう、十分な配慮と冷静な判断が必要である。教育委員会でも、新型コロナウイルス感染症から命と人権を守るためにという文章を、保護者や地域の皆さまに対し市ホームページ、SNS等でお願いの呼びかけをしている。今後も不当な差別や偏見で人を傷つけることのないよう、互いに思いやりの心を持つよう発信していく。

以上、2学期のスタートに向けて、今後の対策、対応等について説明させていただいた。今後も感染拡大等、予断を許さない厳しい状況が続くことが想定されるが、児童生徒の安全確保を第一にさまざまな取組を行っていく。

10:25

《質疑》

<木曾委員>

修学旅行が中止になったことに対し賛否がある。児童生徒や保護者の意見を十分に聞いて判断すべきだったのではないかと。近隣市町村はまだ中止を発表していない中で、亀岡市だけがなぜ中止になるのかという思いを持っている方がおられる。判断が間違っていたと言っているのではないが、状況判断が大事である。政府は、GOTキャンペーンなどを行っており、密を避け、感染防止をしながら、いろいろなことに取り組んでいる現状でもある。今後も学校での取組も含めて、新型コロナウイルスと共存していくことが必要不可欠になってくる状況であるだけに残念に思う。

<学校教育課長>

修学旅行については、府下で最初に中止を判断した。いろいろな要素があったが、1学期中に保護者へ修学旅行説明会の文章を発出したいという学校の思いがあったこと、各校長会のさまざまな意見、保護者から学校へ、子どもを修学旅行に参加させないという意見があったことなどを総合的に判断し、苦渋の決断で中止に至った。当市の判断により、他市町村の混乱を招いたこともあるが、特に7月末は、各地域においてコロナの感染者数が非常に増えていた時期でもあった。中止を發したタイミングとしては、やむを得なかったと思っている。

<木曾委員>

適切な判断であったかどうかは、この後に結果が出てくると思う。ただ、教育委員会はいろいろな学校行事を中止の方向で各学校に指示されているが、6年生や中学3年生の子どもたちは、学校での思い出がなくなってしまったと落胆していると聞いている。大きな行事は全部中止とするのではなく、感染対策をとって思い出づくりをしていかなければ、卒業アルバムの制作も難しいと先生がおっしゃっていた。現場の実情も踏まえて対応してほしい。学校でクラスターが発生していると報道されているので、その原因を検証して対策をとり、コロナと共生していくことが大事である。

感染対策の予算であるが、40人ほどの小規模校の100万円と、800人から900人の大規模校の200万円では、大規模校は量的に、圧倒的に不足すると思うが、対策は考えているのか。

<学校教育課長>

児童生徒の数が違うということで、小規模校の配分額を大規模校に支援いただく、また、大規模校には教育委員会から補填するといった対策が必要と認識している。今後、国の補正予算や消毒液に対する補助等があれば、優先的に大規模校に配分する。各学校の実情や不足分について、しっかりと連携をとり、確認しながら進めていく。

<福井委員>

もう一度説明してほしい。

<学校教育課長>

大規模校には200万円を配分しているが、それで消毒液が足りているかをしっかり把握することが必要である。小規模校でも、消毒液以外に対策が必要なところもある。それぞれの配分について、年度末を見据えてどうしても足りないというところが出てくる可能性もある。足りない分については、教育委員会の予算の中でしっかりと補填していかなければならないと考えている。逆に、小規模校で余裕があれば、足りない学校に回していただくなど、連携をとりながらやっていきたい。全体的に足りない場合は、補正予算等を検討していかなければならない。国で新たな補助制度が設けられた場合は、しっかり財源確保していく。

<木村委員>

消毒液に関しては、1人あたりに必要となる経費を算出すべきだ。小規模校に100万円配分するが、余ったら返してくださいというのはいかがなものか。40人と、20倍の800人とはかなり違うので、人数的な配慮もしていただきたいと思う。

<学校教育課長>

返してもらうつもりは全くない。緊急性がある場合に、借りるといった連携も必要だという意味で申し上げた。年度末までに必要な消毒液の量、そのための予算額を算出し、配分予算で足りない学校には、今後、補正予算対応が必要であると思っている。

<木曾委員>

亀岡市として、トータルでいくら国からくるのか。総金額を配分するのか。

<学校教育課長>

国の区分けは児童生徒数で決まっている。小規模校には100万円、中規模校には150万円、大規模校には200万円をその学校に渡すことになっている。全体を按分して分けるということではなく、国の基準に基づいて決まった金額を渡す。

<木曾委員>

大規模校、中規模校は、不足する場合がある。国の基準で配分するが、不足分は補正で対応するとはっきり言ってもらえばわかりやすかった。

<三上委員>

消毒液は、学校施設の消毒と子どもの手指の消毒と、どちらも含めてか。

<学校教育課長>

どちらも含めてである。

<三上委員>

手指はアルコール消毒で、子どもの人数による。校舎等の場合は、差が数十倍になることはない。子どもの手指の消毒液は不足が出てくるだろう。それを市で補填してもらおうと認識しておく。

<松山副委員長>

緊急対策用の消毒液は、どのくらい確保されているのか。

<学校教育課長>

実際に感染者が出た学校の消毒作業用として、20リットルを常時確保している。学校が使った分を補充するために確保している。普段から消毒作業を行っているが、感染者が出た場合は、共用部分や教室を特に念入りに、教職員と教育委員会の職員が一緒に行く。その時、教育委員会が保管している消毒液を持って行く。2、3時間の作業となる。

<松山副委員長>

感染者が出た時に、学校の施設を消毒するための消毒液で、20リットルで足りなければ、学校にある消毒液を使うということか。

<学校教育課長>

20リットルで十分足りている状況である。

<松山副委員長>

学校内のクラスターが話題となっており、家庭内クラスターもどんどん増えていくと思う。学校のクラスターと家庭内クラスターは、紐づいている。どうすれば止められるか、教育のいじめや人権の観点から、対策会議でどのような検討がされているのか。

<学校教育課長>

その疑いがあるのではないかと地域で噂になるような事例が少なからずある。教育委員会としても、感染者が出た学校については、学校長名、また教育長名で、そういったことがないようにというお願いの文書を出している。市民、特に保護者に対して、命と人権を守るためにというお願いの文書を7月20日付けでホームページに掲出した。地域でも、自治会長名でお願い文を回覧していただいた。今後も十分配慮していく必要があると認識しており、しっかりと対応していく。

<松山副委員長>

実際に当事者となって、このまちを出ていきたいと言っておられる方もある。改善は難しいが、これまで人権と対峙してやってきた経過がある。大人が集まって対策を講じていかなければならない。他市でやっているように、軽症者であれば空いているマンションなどに入ってもらい、感染者の人権を守ると同時に家庭内クラスターを防ぐ。高齢者と一緒に住んでいる子どもが多いので、ハード的な対策を亀岡市の中でも、教育部門から強く言ってほしい。現状、どのようにとらえているのか。

<学校教育課長>

濃厚接触者がホテルで一時的に滞在するというようなことは、保健所の指示ということもあるが、教育委員会も保健所と常に連携をとっている。住まいを分けることで全てが解決するわけではないが、人権問題に発展しかねない危機的な状況にあるということも情報交換をしていく。亀岡市としても、さまざまな機関と連携していく。

<木曾委員>

亀岡川東学園の子どもが感染した時、家庭の中で隔離されたのか。それともホテルなどに行ってもらったのか。家庭内感染を防ぐために、どのようにすればよいかということが、これから出てくる問題だと思う。大人であればホテルに行ってもらえるが、小学校低学年であれば、家族と離れて一人でホテルで暮らすことは難しい。だが、家の部屋数もない場合もある。亀岡川東学園の場合、家庭内クラスターを防ぐために、どのようにされたのか。

<教育部長>

京都府南丹保健所が、濃厚接触者や検査対象者などを確認し、手続きを進められる。感染が確認された場合は、基本的には医療機関で療養されると聞いているが、個別のケースでこの方がどこにということまでは、教育委員会に情報提供がない。医療機関で療養されていると承知している。小学校低学年であれば、子どもだけが療養することは困難であると考え。家庭の中でも感染予防に努めていただけるような支援が必要である。そこは、保健所から適切な対応をしていただいていると理解している。

<木曾委員>

子どもは、無症状の感染がほとんどであると聞く。症状がないのに入院するようになるとは、保健所も言わないだろう。家庭内で2週間待機し、PCR検査を受けるよう言われると思う。今後、人数が増えれば入院も難しくなってくる。家庭内で待機する場合にはどうするか、対応を教育委員会としても考えておかなければ、それは保健所にといいわけにもいかない。教育委員会の範疇ではないかもしれないが、学校として指導しなければならないことだと思うがどうか。

<教育部長>

とても大切なことだと思う。学校で多数の感染者が発生すると、それから対応策を考えていたのでは後手に回って、さらに感染者が増えたり、状況が悪化することも考えられる。今のうちに保健所に情報収集を図り、他の都道府県での学校活動の中と思われる感染が出ている事例もあるので、情報収集に努め、亀岡市の対策に生かせるように努める。

10 : 55

『GIGAスクール構想の進捗状況について』

<教育総務課長>

校内ネットワークの整備状況であるが、校内ネットワークの設計やランケーブルの配線業務、電源キャビネットの設定、設置業務などについて、プロポーザル方式で委託事業者を選定中である。7月17日に公告し、8月21日にプレゼンテーションの審査を行う予定である。9月上旬に仮契約を行い、9月議会に提案させていただく予定である。

端末の整備状況であるが、京都府の共同調達仕様書に基づき、本市もタブレット端

末はiPadに決定し、iPad、キーボードケース、端末管理ソフトをあわせて、7,683台の購入準備を進めている。8月4日に公告し、9月2日入札予定である。その後、仮契約を行い、9月議会に契約案件を提出する予定としているのでよろしく願います。

その他、6月補正で可決いただいたモバイルルーターの購入についても準備を進めている。

9月補正においては、障がいのある児童生徒の入出力支援装置、校内ネットワーク整備や端末整備を支援していただくGIGAスクールサポーターについて予算計上を予定しているのでよろしく願います。

10:58

《質疑》

＜木曾委員＞

校内ネットワーク整備は、学校ごとの入札の方が早く進むと思うが、どのように考えているのか。

＜教育総務課長＞

今、学校のインターネットは、市役所を通過して接続しており、市役所で管理しているが、セキュリティの面で、学校で動画が止まったり、自由に見ることができないということもあり、市役所のネットワークと切り離しての整備を考えている。切り離して整備するという校外ネットワークの整備は、来年度を予定している。そのことを考えると、同じ業者で、一括して校内ネットワーク整備をした方が、後も効率よくできるということで、全25校あわせて入札する予定である。

＜木曾委員＞

25校分を一業者がするということか。スケジュール的にできるのか。

＜教育総務課長＞

校内だけのネットワークの整備であり、年度内にできると考えている。

＜木曾委員＞

25校分が1年もかからないということか。

＜教育総務課長＞

9月議会に提案し、10月から始める。工事の部分については、プロポーザルの中で、亀岡市内の電気工事業者をできるだけ使用するよう申し入れている。工事については、1社ではなく、いろいろな業者に入っていただくことも可能である。

＜木曾委員＞

工事については各業者に頼むが、ランの整備についてはどこかの電気会社に頼むということか。2つあるということか。

＜教育総務課長＞

校内ネットワークの構成、最適な機器の選定、セキュリティ面も含めて、IT企業、電気通信業者、電気工事業者、OA機器取扱業者に一括して委託する。その後、電気工事については、市内業者を使って工事をしていただきたいと仕様書に記載している。

＜木曾委員＞

例えば庁舎のネットワークをつくるには、普通の電気工事業者では難しい。専門的な知識を持つ業者にしてもらわなければ、あとあと大変なことが起こる。ましてや、25校もやるのであれば、専門的な知識を持った業者に応募してもらわないと、ど

こでもよいというわけにはいかない。業者選定は大丈夫か。

<教育総務課長>

今回の業務には、専門的で高度な技術が必要だと思っている。さらに企画能力、業務遂行能力のある業者を選定しなければならないと思っている。そこでプロポーザル方式をとり、価格だけでなく、そういったところを見極めて入札業者を決定していきたいと考えている。

<木曾委員>

亀岡にそのような業者はあるのか。

<教育総務課長>

亀岡にはない。ただ、大きな金額の工事になるので、電気工事だけでも市内業者が入れるよう考慮している。入札に入っただけの業者は、亀岡市内にはないと思っている。

<木曾委員>

校内ラン工事の実績がなければ難しいが、亀岡にも2社くらいはあるのではないかと。プロポーザルなので、亀岡にはないと限定せずにしていただきたい。

11:06

『学校規模適正化の取組について』

<教育総務課長>

今年3月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ということで、説明会等の開催ができずに、取組が止まっていたが、緊急事態宣言の解除とともに、6月から改めて取組を進めている4つのブロックについて説明させていただく。

亀岡中学校ブロックでは、昨年度、亀岡駅北地区土地区画整理事業区域の学校区について協議してきた。4回協議を行い、今年2月の臨時教育委員会で亀岡小学校区に決定した。また、このブロックでは、つつじヶ丘小学校から東輝中学校と亀岡中学校に分かれて進学している地域のことについても協議してきた。小中連携、小中一貫教育を進める上で、1つの小学校からは1つの中学校に進学するように進めていきたいということで、昨年10月末につつじヶ丘小学校で保護者向けの説明会を実施した。この説明会では、小中連携については一定理解いただいた。次は教育委員会から具体的な案を提示してほしいという意見をいただいた。昨年度中にこの意見に応える説明会を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの関係で延期しており、7月31日につつじヶ丘小学校において保護者向けの説明会を開催した。教育委員会からは、再度、小中連携から小中一貫教育を進めていきたいこと、その上で、現在のつつじヶ丘小学校から亀岡中学校に進学している状況について、小学校区を変更して亀岡小学校から亀岡中学校へとするか、あるいは中学校区を変更してつつじヶ丘小学校から東輝中学校へとするのか、どちらかにしていきたいとの案を提示した。この説明会には、コロナの感染状況から出席をためらわれた方もあったと思われ、出席者20名と少なかった。その中では、現状維持を望む意見が出された。出席者が少なかったために、今後も意見を聞く機会を設けていきたいと考えている。亀岡中学校ブロック協議会を開催して関係者の意見を聞き、方向性を決めていきたいと考えている。

東輝・詳徳中学校ブロックでは、今年4月から校区見直しを実施するというので、昨年度3月7日に予定していた交流事業が、コロナの関係で実施できなかった。新年度を迎えるにあたり、子どもたちや保護者は不安を抱えたままであったかと思う。

春休み中に、保護者や学校にも協力いただき、朝の登校時間帯に登校班で通学路の確認を実施した。6月学校再開時にも、保護者に協力いただき通学路で見守りを行った。校区変更後の子どもの様子、困りごとについては、本来なら説明会等を開催するところであるが、コロナの関係もあり、アンケートなどの方法で保護者に聞き取りを行い、検討することとしている。東輝・詳徳中学校ブロックでもブロック協議会を開催し、校区の見直しについて検証していきたいと考えている。校区の見直しにあたり、詳徳中学校の大規模改修、特にトイレの改修を要望されていた。夏休みが短縮され、工期が確保できなくなったことにより、今年度から予定していた改修工事を、令和3年度からの2年間に延期することとしている。これについても、ブロック協議会で報告していかなければならないと考えている。あわせて、亀岡中学校ブロックの、つつじヶ丘小学校から亀岡中学校に進学している地域のことについては、東輝・詳徳中学校ブロックでも関係することになるため、亀岡中学校ブロック協議会と時期をあわせて開催し、協議を予定している。

別院中学校ブロックでは、平成28年度に学校規模適正化基本方針に基づきブロック協議会や説明会を開催したが、3年間ほど協議を進められていなかった。昨年5月末に、東別院町、西別院町の両自治会長名で市長宛に提出された要望書をきっかけに、昨年度、両自治会役員やPTA役員に今後の児童生徒数の推移などを説明する機会を設けさせていただいた。その後、西別院町では、18歳以上の全住民を対象に学校のあり方についてアンケートを実施され、また、東別院町では、PTAがアンケートを実施された。その結果を基に、今年1月から2月に、自治会や保護者との協議を、それぞれの町ごとに進めてきた。両町とも、学校を残してほしいという気持ちはあるが、西別院町では小学校も中学校もこのまま残すことに課題があるという認識を持っておられ、先のことを見据えて、早く方向性を出してほしいという意見があった。一方、東別院町は、小学校、中学校ともに残してほしいという思いが大変強く感じられ、中学校も特認校制度を設けるなど、児童生徒が増える施策をしてほしいという意見があった。両町の意見に違いが見られるが、このままでは意見もまとまらないということで、教育委員会から方向性を示してほしいとの意見をいただいた。そこで、8月6日に別院中学校ブロック協議会を開催し、改めて平成28年度に示した、別院中学校については南桑中学校に編入するという方向で進めたいと提案した。ブロック協議会では、保護者や地域に丁寧に説明してほしいという意見をいただき、今後、説明会を開催し協議していく予定である。小学校については、特認校制度を現在も実施しており、小学校のあり方について検討していきたいと考えている。

育親中学校ブロックでは、宮前町、畑野町、本梅町、東本梅町の自治会に、昨年末から2月にかけて、子どもの今後の人口推移等を示し、令和2年度から協議させていただきたいと伝えた。7月上旬に4町自治会長と協議させていただき、今後、ブロック協議会を立ち上げて協議を進めていくこととしている。

いずれのブロックにおいても、ブロック協議会や説明会を開催していく予定としているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分にとりながら、実施していきたいと考えている。議員の皆さんには、関係のブロック協議会に出席いただくことになり、お世話になるがよろしく願います。また、保護者や地域の声を聞かれることと思うが、お力添えをお願いします。

《質疑》

＜木曾委員＞

亀岡駅北地区土地区画整理事業区域の校区が亀岡小学校になると、中学校は自動的に亀岡中学校になる。つつじヶ丘小学校の校区も亀岡中学校に一部編入されると、亀岡中学校の生徒数がますます増えてくるが、どのように考えているのか。一定均衡がとれてきたのに、増えてバランスが悪くなり、また戻ってもらうことになるのではないか。

＜教育総務課長＞

つつじヶ丘小学校から亀岡小学校に移られる児童数は、今年度で言うと150人くらいになる。駅北区域の住宅地の開発は162戸と聞いている。児童生徒数の見込みができないが、多くなる時期はあるかと思うが、そもそもの人口減少ということもあり、校舎を増築するところまでは至らない。亀岡小学校、亀岡中学校ともに、つつじヶ丘小学校が変わったとしても大丈夫であろうとブロック協議会で話をしたところである。

＜木曾委員＞

人数が増えて、プレハブの校舎、特別教室を普通教室にするようなことがないように、スムーズに移行できるようにすることが、適正化であると思う。前倒しに考えて、対策が後手に回らないようにしていかないと、いったん決めてしまうと戻るのが大変である。本当に大丈夫か。

＜教育総務課長＞

見込みを立てるのが難しいところではあるが、時期ごとにしっかり検証し、確認を取りながら進めていきたい。

＜木曾委員＞

駅北の住宅地の校区については、いろいろな意見があったと聞いている。本来、最も近いのは城西小学校だと思う。亀岡小学校には、のどかめロードを通って行くと聞いている。今はまだ家が建っていないが、今後、新住民から通学路の安全確保ができるのかと聞かれるのではないか。販売に合わせて校区決定を急いだような気がする。住まわれた人の意見を聞かなければ、校区を変更するのは難しい。1人でも2人でも意見を聞いて、もう少し慎重に判断すべきだったと思う。今後、教育委員会の説明が大変になってくると思うがどうか。

＜教育部長＞

亀岡中学校ブロック協議会での様々な意見、議論を経て校区を決定したが、駅北地区にはまだ住宅は建築されていない。10戸程度、建築が始まっていると聞いている。タイミングが早かったのではないかという指摘はしっかりと受け止める。一方、駅北に居住しようと考えられる際には、学校区が大きな判断材料になるという指摘を多くいただいた。教育委員会としても、そういったことを踏まえて総合的に判断した。今後、建築状況の把握に努め、住民に丁寧に説明していきたい。

＜三上委員＞

別院中学校ブロック協議会では、小学校はもう少し推移を見るということで、中学校は南桑中学校に行く方向を出したということであるが、タイムスケジュールはまだ出ていないのか。

＜教育総課長＞

協議会でも、どのようなスケジュールになるのかという質問が出た。いつからとい

うことは決めていないが、決まってから最短でも1年半、そこから年度の区切りのよいところでという話をした。

(質疑終了)

11 : 25

(2) 放置車両の処分に関する条例について

<山本委員長>

前回、会計管理室と意見交換を行ったが、会計管理室が条例を所管するのかどうかというところの結論が出ていない。条例が必要であるということに関しては、委員の皆さん、異論はないと思っているが、京都府内の条例を見て勉強していこうという意見が出たので、本日は資料に基づき条文を見ていきたいと思う。事務局から説明を。

(事務局次長 説明)

11 : 35

<松山副委員長>

他市は、建設、交通安全、環境保全の担当課が所管されている。今回は、普通財産に車両が放置され、会計管理室が対応された。これに関して会計管理室と踏み込んだ話ができればと思っていたが、前は、現状はないというような話をされた。それを言うのであれば、亀岡市は環境先進都市であり、環境に関しては全庁横断的に取り組むという話であった。亀岡市はSDGsというのを打ち出していこうとしているので、全庁横断的と言うのであれば、これに関しては会計管理室が対応し、一緒に取組を進めていくべきだと思っている。あくまでも普通財産に関しては会計管理室であり、それ以外の行政財産については各所管課がということかもしれないが、どちらにしても、今回、規則を取りまとめていただくのは、公共施設という観点から財産管理課がやるべきであるとは私に思っている。所管に関しては、難しいのでまとまりきっていないが、私の思いを伝えさせていただいた。

<木村委員>

市の土地であればそれでよいが、公共の場所以外の取り扱いを入れるなら、環境でもらう方が幅広くなる。

<福井委員>

他市は、行政主導で条例をつくっている。条例をつくるのであれば、普通財産だけでなく行政財産も入れたい。会計管理室は受けたくないと思っているので、押しつけても仕方がない。議会で条文をつくって、会計管理室かまちづくり推進部か環境市民部に渡し、どうするか決めてもらえばどうか。

<三上委員>

この委員会で作る性質のものなのか。所管をここで持つのは難しいと感じた。

<木曾委員>

市長は、条例は考えていないと言われたが、横断的に考えるとやっていかなければならない問題である。この委員会で作って提案してはどうか。

<浅田委員>

他の委員会に、一緒にやっていただけないかと投げかけてはどうか。

<石野委員>

条例をつくっているのは、府南部の市が多い。制定の経緯はわかるか。

<事務局次長>

宇治市が平成8年に条例をつくられた時の広報紙に、近年、路上などに放置される自動車が増えており、通行の妨げになるばかりでなく、まちの美観を損ねるなど、生活環境を害する要因になっていることから条例を施行したと書かれている。放置車両に困ってつくられたようである。

<木村委員>

先ほど福井委員が言われたように、財産管理課では無理だ。副委員長の一般質問からの話で、やっと撤去していただいたが、条例があればもっと素早く対処できたのではないかということで、条例をつくった方がよいと総務文教常任委員会の中では熱い思いで言っているが、各委員会に伝わるかという問題もある。福井委員が言われるように、あらかたこちらでつくって、各委員会に確認するのがよいと思う。総務文教常任委員会である程度決めていきたいと思う。

<木曾委員>

環境の問題も含めて、これから所管をまたがる条例をつくっていかなければならないことは多々出てくると思う。その時に、どこに相談していけばよいか。市の中では受け皿がないから、所管を一生懸命に探している。そうではなく、所管がまたがる場合にどうするかということ、理事者に聞いてみるのもよいのではないか。今は、我々が議員提案していこうと思っているが、そういう場合は、総務課で一括してやることになるのか。所管探しになるのであれば、条例もなかなかつくれないことになる。そういう整理が必要であると思う。

<事務局次長>

その件について、総務課に確認した。現行条例の中にも、所管がまたがる条例はたくさんある。そのような条例をつくる時には、その条例に占める割合が大きい課、一番関わりが多い課、その問題について困っている課がつくることになるという。

<福井委員>

このような状況である。委員長にはご足労をかけるが、まず議会の中で、総務文教常任委員会はこの条例をつくりたいと思っていると、2つの常任委員会の委員長と調整していただけないか。その中で、あらあらの条文をつくって、総務文教常任委員会の分は総務文教常任委員会でやればよいのではないか。普通財産については財産管理課を呼んで、行政財産の分はそれぞれの所管部に、これでよいかと確認すればよい。環境の分は環境厚生常任委員会に、道路などは産業建設常任委員会に確認してもらえばよい。これではだめだと言われたら、作り直してもらおう。そうすればできるのではないか。木曾委員が言われたことも一理あって、どうするのかと投げてやらなければ、最終的にそれを運用する所管が決まらないので、それも問題である。ただ、文面だけを作ろうと思えば、今の私のやり方でできる。議会のみんながわかったと言ってくればよいことだ。それなら、できました、執行部に渡します、どこに所管をさせますかということで、結局、言っていることは一緒である。

<山本委員長>

環境厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員長に、総務文教常任委員会ではこういう条例をつくっていきたいという話を、理解いただけたら進むと思うが、

委員長だけでは決められないことなので、常任委員会で諮られて、やっていくということであれば同じようにスケジュールも立て、確認もしていただかなければならない。理解いただけるかどうかになると思う。浅田委員が言われたように、投げかけて一緒にやっていくということと、総務文教常任委員会で他の委員会のところまでつくって、できたものを見ていただくということ、2つになるかと思うがどうか。

<木曾委員>

条例をつくっても、運用するのは執行部である。執行部は、今、放置自動車はないという認識である。ところが、私が知る範囲ではある。山も多いので、谷あい自動車、単車、それ以外のものも含めて相当捨てられている。それをわかっているかどうかは問題である。まず、事実を示さなければ、現場の写真を撮ってこのような状態だ、執行部の認識とは違う、だから我々は条例をつくろうとしているのだということ、まず、説得するためにも、現状をつかむことも大事ではないかと思う。せっかくよいものをつくっても、運用されなければ何にもならない。赤坂議員が一般質問で、現状をパネルで示した。そのパネルを見て、こういうことがあるのか、河川だけをきれいにしてもだめだということがよくわかった。それと同じで、執行部の認識を変えていくためには現状を示すことが必要だ。それによって、所管も変わってくることもあると思う。公共施設や谷あい放置されている単車や自動車を撮り集めて、執行部に示していく中で、どこに放置車両が多いのかがわかる。山の中が一番多いのであれば環境市民部、道路が一番多いということであれば土木管理課が所管になる。普通財産に多く捨てられているのであれば、財産管理課になるかもわからない。そういうことをしていくことが、所管を決めることにもなるのではないか。現状を見て言っていく方が、理事者側を説得できると思う。

<三上委員>

私が先ほど折衷案と言っていたことが、福井委員の后者の部分と同じだということがあったので、総務文教常任委員会であらあら条文をつくるということを進めてもらえばよい。少し前に、火葬場を見に行った時に、敷地の奥にバイクが2台捨ててあった。写真を撮って環境政策課に言って調べてもらったところ、盗難車であったようだ。警察の管轄になった。実際には、公共施設の敷地内にある。何もなければいい。単車も含めると、おそらく頻繁に出てくるだろう。ないという認識は違うと思う。

<山本委員長>

所管を決めるという意味では、必要性を訴えるために、放置されている現状を示すことで、所管も決まってくると思う。条例をつくるということに関しては、福井委員が言われたように3常任委員会の委員長が集まって、合意の上でやっていくか、それともあらかた総務文教常任委員会でつくって、それを他の常任委員会に見ただいて、理解を得ていくか、どちらの方法で進めていけばよいか。

<福井委員>

同じことを言っている。あらあらというのは条例ではないので、まずはこういう条例を総務文教常任委員会はつくりたいということ、常任委員会の委員長に言ってほしい。つくりたいが、内容は総務文教常任委員会だけで扱うものではなく、全部にまたがるので、その了承をいただけるかということである。了承いただけるのであれば、あらあら条文をつくってお渡しするので、そちらで所管について確認してくださいと言う。浅田委員が言っているのは、こういうものを総務文教常任委員

会はつくりたいが、原文をつくってありますから、総務文教常任委員会へ1回来ていただいてこの原文でよろしいか確認してくださいということで、どちらかである。

<山本委員長>

あらあらの中身は、環境厚生常任委員会、産業建設常任委員会を含めた内容で、総務文教常任委員会をつくっていくということになるのか。

<福井委員>

私はそうである。総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、環境厚生常任委員会の分も、あらあらの内容をつくるということを確認しておいてもらえばできる。逆に浅田委員が言うように、あらあらの内容をつくりたいから3常任委員会集まってくださいというのはできないと思う。

<木曾委員>

総務文教常任委員会の場合は、副委員長が本会議で言い、ここで提案し、放置自動車の説明も詳しく聞き、大変な部分も聞いてきた。ところが、他の委員会では、そのような話はなかったから、その認識はないと思う。市長も、亀岡にはない、条例はいらないと言っているのに、なぜ総務文教常任委員会だけがそのようなことを言うのかということも出てくるのではないかと心配する。だから、こういうこともあるという現状を示していくことが大事だと思う。共通認識として、放置自動車は大変だと認識した中で、あらあらのものを出して、それぞれの所管で議論してもらうことが大事だと思う。まず、認識である。執行部の認識、他の常任委員会も認識を共有するためには、我々が現状を提示して、だから提案しているのだと言わない限り、そのような必要はないのではないかとということになってしまうと、それで終わってしまうと思う。

<福井委員>

木曾委員が言われることに賛成である。ただ、今まで、子どもの権利条例もポイ捨て等禁止条例も、レジ袋提供禁止条例も所管があって、所管の話は我々は何も聞いていない。最終的に全員協議会でこうなりましたと見せられて、それで了承している。木曾委員が言われることは正しい。そういう状況があるということを経済文教常任委員会から提示できたら一番よいし、すればよいと思うが、それをまずやってみなければ条文がつかれないというものではないと思う。並行していけばよいのではないかと。もっと失礼な言い方をすれば、環境厚生常任委員会は何をしてきたのかと何度思ったかわからない。あのようなものには乗れないと思った。

<山本委員長>

内容はともかく、ポイ捨て等禁止条例も子どもの権利条例も、その常任委員会の中の内容である。今回はまたがってつくろうとしているので、声をかけておいた方がよいということがあった。この内容が全て総務文教常任委員会のことであれば、ここでつくって後で報告すればよいが、それについてはどうか。

<木曾委員>

福井委員が言われることもよくわかる。それはするべきだと思う。あらかたつくって、各常任委員会で議論してもらえばよいと思う。もう1つ、レジ袋提供禁止条例は、なぜそれが必要なのかということが、それぞれの委員、業者にも認識がなかったことが大きかったと思う。暴力団排除条例をつくった時は、特別委員会をつくったが、京都市の暴力追放運動推進センターまで行き、暴力追放対策のこと、なぜ必要なのかということも含めて、入札に関わる問題、地域の中の問題、自治会との関

係などいろいろなことを勉強し、みんなで共有した中で、これはつくらなければならないという共通認識の基で条例ができた。誰に突っ込まれても対応できるようにしておかなければならないということでやって、でき上がった。我々も、こういう資料を揃えるだけではなく、実際に状況を見たり、聞いたり、研究していくことが大事だ。机の上だけの議論ではなく、現状を見ることの大切さをその時に感じた。レジ袋提供禁止条例の場合は、結局、逆になってしまって、ここの議論ばかりが先になり、ほとんどでき上がってしまってから、業者を呼んで意見を聞いた。下地ができ上がってしまっているのに、一からの分が持ち上がらず、少しギャップができてしまった。そういう反省の上に立って、私はそういうことが大事ではないかと思った。子どもの権利条例も、いろいろなところに視察に行き、いろいろな意見を聞き、委員会の中でも、本会議でもいろいろなことを言って、そういう中でできたと思う。それは何かというと、議員の共通認識である。これが基本的に大事なことはないか。ただ、条例をつくって活用できていないのは、政治倫理条例である。政治倫理条例は、何もない中でみんなで作ったが、結局、1回も運用できていない。本来はあるはずである。ところが、政治倫理条例は、机上だけで、みんながやっているからやったらどうかということで総務文教常任委員会で作ったが、つくっても運用できていないのが今の実態である。なぜつくったのか、こういう状況があったとか、だから必要だということのもっと盛り上がりがあれば、運用の仕方ももっと我々自身が日常の議員活動の中でもできたはずであるが、それができなかった。特別職を入れたことはよかったが、そこに執行部が気づいたから入っただけである。ここの場で議論を広げていくためには、下地をやっていかなければいけない。同時並行にやっていく必要性はあるが、つくっても魂を入れなければだめだと痛切に思う。

<福井委員>

政治倫理条例をつかさどる所管がない。ここだけで議論をしたのでできていないというのではなく、政治倫理条例をつかさどるのは議会である。もちろん、市長、副市長は入っているが、ここである。ここに意識がないからなのか。政治倫理条例を顧みて、この議員の行動はどうかというような、問うような審議会があるわけでもない。運用ができていないと言われるほどには、運用できていないことはなくて、あることが運用であるだろうと思った。これは木曾委員と感覚が違うのかもしれない。ただ、放置車両の写真を撮ってきたらよいと思うし、視察にも行けばよいと思うが、私も1年だけ環境厚生常任委員会にいたので、一緒に子どもの権利条例を考えた。一生懸命に考えて、視察にも何回も行って考えた。教育委員会も入れなければ意味がないということで、最後に総務文教常任委員会と合同で委員会をした。教育委員会のところまで全部、環境厚生常任委員会で作った。教育委員会に環境厚生常任委員会で話をしてもらおうと思えば、総務文教常任委員会も入れなければ話ができないというのが本音である。だから、そのやり方でできると言っているのである。子どもの権利条例は、議会が条例をつくったからと市長が予算配分をしている。これも、それをしてもらわなければならない。その時の中心になる所管というのは、まだ見えない。そこが問題である。政治倫理条例の所管は議会、自分たちだと思っている。この条例をつくれれば所管を決めなければならない。執行部と相談するのもよいかもしれない。このような条例をつくろうと思っているが、所管はどこだと聞くと、それなら土木管理課だと言えば、産業建設常任委員会へ渡すことにな

る。話が元に戻ってしまうので、戻ってしまわないように、あらあらの条文をつくってみたらどうかということになる。もちろん、取材も含めて、視察も含めてである。

<山本委員長>

必要性と、条例文を考えていくということを並行してやっていくということによいか。他の常任委員会の内容も総務文教常任委員会で考えていくように、次回からさせていただく。また、地域でそういうことがあれば写真を撮り、資料を収集していただくようお願いする。

3 その他

(1) 次回の日程について

<山本委員長>

9月は議案審査、事務事業評価があるために、条例検討の時間が取りにくい。10月以降の進め方を各自で考えてきていただきたい。9月11日(金)議案審査後に少し協議をして、今後どうしていくかということも含めて意見をいただきたい。

散会 ～12:23